

第6章 外資導入政策と管轄官庁

カンボジアへの投資に関する管理、評価、調整は、政府の執行機関であるカンボジア開発評議会（The Council for Development of Cambodia: CDC）が所管している。

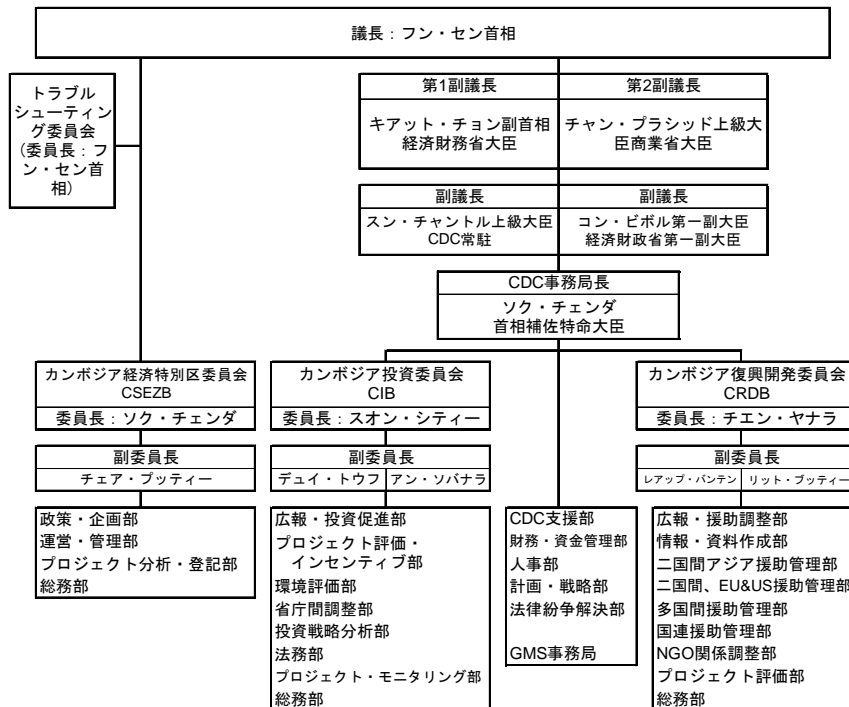
カンボジア政府は「2000年～2005年第2次社会経済開発計画」において、外国直接投資は経済開発への主要な原動力であることを明示。また、投資法では外国からの投資に対して、土地所有を除いた全ての事業活動において内国企業と区別のない扱いをすることを規定している。

1. カンボジア開発評議会

CDCは改正投資法の第3条で、①カンボジアでの全ての復興・開発と投資活動の監督の責任を唯一有し、ワンストップ・サービスを提供する機関であること、②全ての復興、開発及び投資プロジェクト活動の評価及び意思決定に責任を負う王国政府の「最高機関（Etat-Major）」であることが規定されている。

但し、一定の条件を含む投資プロジェクトについては、閣僚評議会（Council of Ministers）の認可を得る必要がある（図表 6-2 参照）。

図表 6-1 カンボジア開発評議会(CDC)の組織



(出所) カンボジア開発評議会、JETRO 資料より作成

図表 6-2 閣僚評議会による承認が必要な投資プロジェクト

・ 5,000万ドルを超える投資
・ 政治影響を有する事項を含む場合
・ 鉱物資源・自然資源の探鉱と開発
・ 環境に対する悪影響が懸念される場合
・ 長期開発戦略を必要とする場合
・ コンセッション契約に基づくプロジェクト

(出所) カンボジア開発評議会資料より作成

カンボジア開発評議会内には①カンボジア復興開発委員会、②カンボジア投資委員会、③カンボジア経済特別区委員会の、3つの委員会組織が設置されている。

①カンボジア復興開発委員会 (CRDB)

CRDB は、唯一の公的援助の受け入れ窓口として、援助活動の調整、運営を行う機関。

政府の各省が外国からの支援を求めて案件形成してきたものについて調整・管理し、政府内部機関との協議と、諸外国、多国間援助、国連、NGO を含む援助機関との協議のイニシアティブをとる権限が認められている。

②カンボジア投資委員会 (CIB)

CIB は主に適格投資プロジェクト (QIP) を申請した投資案件の評価及び認可に係わるワンストップ・サービスに係わる調整と実施を行っている。

その他の管轄業務は、民間投資全般に係る戦略計画の策定と調整、潜在的投資家に対するマーケティングと投資促進、投資促進に関する法制度改善に係る政策提言、政府内外の関係者に対する調整と報告等が挙げられる。

さらに、CIB 内には、ジャパンデスクが設置されている。国際協力機構から派遣された日本人専門家 1 名と、カンボジア開発評議会の 2 名が常駐し、日本の投資家向けに投資支援サービスを提供している。

図表 6-3 CDC ジャパンデスクの業務内容

1	日系企業の投資相談窓口(ビジネスモデルの構築)
2	日系企業の投資(適格投資プロジェクト; QIP) 申請サポート
3	日系企業の会社設立サポート(人材、会計、法律、物流、現地調達、建設、不動産)
4	日系投資企業アフターサービス(増資、株主変更、通関、QIP更新)
5	日系企業向け投資セミナー実施支援
6	日系企業カンボジア視察実施サポート(各種ロジスティクス、視察アレンジ)
7	日本カンボジア官民合同会議実施サポート

(出所) カンボジア開発評議会資料より作成

③カンボジア経済特別区委員会 (CSEZB)

CSEZB は、経済特別区 (SEZ) の運営に係わる開発、管理、監督のワンストップ・サー

ビス機関。経済特別区内で発生する、技術的、法的な問題全てについて、急速な解決を図る責務を負っている。

2. 最近の動き

(1) 日本カンボジア官民合同会議

日・カンボジア投資協定が2008年7月に発効した後、2009年から日本カンボジア官民合同会議が開催されている。

この会議では、進出日系企業が直面する貿易・投資環境に関する問題点や課題を日本の官民が連携して、カンボジア政府側と協議することができる。不定期ではあるが約半年に1度、過去7回にわたり開催されている。

過去全7回の会議では、日本側の議長は黒木駐カンボジア王国特命全権大使が、カンボジア側の議長はソク・チェンダ カンボジア開発評議会事務局長が務めている。

日本側からの協議事項はカンボジア日本人商工会で取り纏めた後、官民合同会議にてカンボジア側に伝えられる。第5回から第7回までに提案された協議事項は図表6-4の通り。

図表 6-4 日本カンボジア官民合同会議での日本側からの提案協議事項

第5回（2011年8月11日開催）	
継続協議事項	
1	法人税の免税期間の根拠となる業種解釈の柔軟な運用
2	農産物輸出時における検査料金の明確化
3	経済特区にある関税局への原産地証明（フォームD）の認証権限の付与
4	労働許可の更新年、指定外病院での健康証明書の取り扱い
新規協議事項	
1	労働力確保
2	追加投資の際の法人税免除期間の新たな付与
3	輸出加工型QIPの国内調達原材料に対するVAT
第6回（2012年3月6日開催）	
継続協議事項	
1	労働力確保の要望に対する進捗状況
2	追加投資の際の法人税免除期間の新たな付与に関する検討状況
新規協議事項	
1	通関料（審査料、検査料および職員のオーバータイム料金）の料金表作成と料金の隣国並の低減化
2	通関手続きの迅速化のための代行署名者の許容
3	CFS（Container Freight Station）の設置
4	全ての輸出貨物に関し原産地証明（c/o）発行を義務付けている規則の有無
第7回（2012年10月22日開催）	
継続協議事項	
1	追加投資の際の法人税減税期間の新たな付与に関する検討状況
2	通関料の隣国並の低減化
3	全ての輸出貨物に関し原産地証明（c/o）発行を義務付けている規則の有無
新規協議事項	
1	役所手続きの料金体系の明示と領収書の発行
2	事前教示制度の導入および各種貿易協定の関税率表の出版
3	5年先の電力料金の見通し
4	経済特区での課題

（出所）カンボジア日本人商工会資料より作成

(2) 奨励業種

図表 6-5 は、カンボジア開発評議会が挙げている投資奨励業種の一覧である。

農業は既にカンボジアの主要産業である。カンボジア政府は、農作業の機械化を推進することで生産性を向上させたり、種苗の改良で高付加価値の作物の収穫を可能にしたりすることで、農産物の輸出を増加させることを目標としている。

運輸や電気、ガス、石油等のエネルギー部門は、カンボジアは全国的にインフラが脆弱であることや電力不足（詳細は 20 章「物流・インフラ」を参照）である状況に起因している。

カンボジア政府は日系製造業企業に対して、大量の雇用創出と手厚い福利厚生、高い技術力の伝承、人材育成と様々な点で他国より秀でていると評価しており、日系企業の誘致に注力している。

観光業は農業と同じくカンボジアの主要産業のひとつ。年々増え続ける海外来訪者に対応するべく、リゾートやホテルの建設、運営などを誘致している。

図表 6-5 投資奨励事業一覧

1	農業・農産業
2	運輸・電気通信
3	エネルギー・電気
4	労働集約型産業、加工・製造業
5	観光業
6	人材育成
7	石油、ガス、工業

(出所) カンボジア開発評議会資料より作成